

# さいたま市と聖学院大学との連携に関する包括協定書

さいたま市(以下「市」という。)と聖学院大学(以下「大学」という。)は、次のとおり包括協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、市及び大学が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1)健康・福祉に関する事項
- (2)地域の活性化に関する事項
- (3)人材の育成に関する事項
- (4)学術研究や教育に関する事項
- (5)災害対策に関する事項
- (6)その他両者が協議して必要と認める事項

## (連携推進会議)

第3条 甲及び乙の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、両者に窓口を設置するとともに、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議の運営等に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別途定める。

## (協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の30日前までに、市及び大学から何らかの申出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項は、市及び大学が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を所有する。

平成25年3月29日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
さいたま市  
さいたま市長



埼玉県上尾市戸崎1番1号  
聖学院大学  
学長

